

# 用語集

(本文中、※がついている用語について説明しています)

# [N]

### NPO

民間非営利団体(Nonprofit Organization)のこと。この計画の中では、平成 10 年(1998 年)に制定された特定非営利活動促進法(NPO法)による特定非営利活動法人だけではなく、広く営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間の組織を指す。

# [あ]

# アウトリーチ

問題状況を抱えながらも、そのことを自覚していない人や福祉サービスの利用に拒否的な人に対して、相談窓口への来所を待つのではなく、社会福祉実施機関や援助者が対象者の元へ出向き、積極的に手を差し伸べて、福祉サービスの利用に結びつけることを指す。

### いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

### 運営適正化委員会

福祉サービス利用者の利益保護と権利擁護の仕組みとして、社会福祉法第83条に基づき、大阪府社会福祉協議会に置かれている機関で、「地域福祉権利擁護事業運営監視小委員会」と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための「福祉サービス苦情解決小委員会」とにより構成される。

# [か]

# 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う専門職。

#### 介護相談員

市が市民の中から選任し、派遣している相談員で、介護サービスを提供している事業所(特別養護者人ホーム、老人保健施設、グループホーム等)を訪ね、サービスの利用者等の話を聞き、相談に応じることにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所の介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

# 介護保険制度

介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年(2000年)4月より実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付(介護サービスの提供)を行う。平成18年(2006年)4月からは、介護予防をより推進するために、軽度者には新予防給付サービスを提供するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者には、市が設置する地域包括支援センターが地域支援事業を実施することとなった。

### 街頭犯罪

街頭における犯罪で、路上強盗、ひったくり、部品盗、車上ねらい、自動販売機荒し、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の8罪種がこれにあたる。

### ガイドヘルプサービス

ホームヘルプサービス事業の一環として、一人で外出するのが困難な障害のある人(重度の視覚障害のある人、重度の全身性障害のある人、知的障害のある人など)に、移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うヘルパーによるサービス。

### キッズセーバー

「防犯警備協力員」のことで、幼稚園及び小学校における幼児や児童の安全対策の充実を図るため、 正門等や校区内における子どもたちの安全に関わる協力活動を行う。校園長が保護者、地域住民等に 依頼する。

### 機能訓練事業

住民の心身機能の維持、回復を図るために行う事業。

#### 協働

共通の目的のために協力して働くこと。本計画では、誰もが生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりのため、行政、市民、社会福祉協議会、事業者などが、互いの立場を理解しながら、協力、連携して、それぞれの役割を発揮していくことを意味する。

### 共同作業所

雇用されることの困難な、障害のある人の地域で働く場として、本人やその保護者、関係者などが 運営し、生きがいづくりや機能訓練、生活指導等を通じて自立を支援する施設。授産施設と異なり、 法定施設ではない。福祉作業所・小規模授産所などの名称でも呼ばれている。

### 居宅介護支援事業所

介護保険の給付対象となる居宅サービスをはじめとする各種のサービスを、居宅の要介護者などが 適切に利用できるように介護サービスの計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいてサービスが 適正に提供されるよう、サービス提供事業者と連絡・調整を図る事業所のこと。

#### 居宅サービス

居宅で生活する高齢者や障害のある人などに提供される介護等の福祉サービスのこと。また、介護保険の給付対象となる、居宅の要介護者などに提供されるサービスのこと。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス。

### グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、障害のある人や高齢者等が数人で、一定の経済的負担を負って、家庭的な雰囲気の中で共同生活をする場のこと。同居あるいは近隣に居住している専任の介護職員により食事の提供、相談その他の日常的生活援助が行われる。

### ケアプラン(介護サービス計画)

要介護者の心身の状況や生活環境などを考慮し、個々のニーズに合わせた適切な介護サービスが提供されるよう、サービスの種類や内容、頻度などを具体的に定める計画のこと。居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

### ケアマネジャー(介護支援専門員)

「介護支援専門員」の項を参照のこと。

### 交诵バリアフリー法

平成12年(2000年)11月に施行された法律で、正式には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といい、高齢者、身体障害のある方、その他妊産婦の方などの公共交通機関を利用した、移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通機関や駅などのバリアフリー化を推進するもの。

### コーディネート

円滑に物事を推進するために連携を図り、調整すること。特に、地域援助活動においては、地域内の機関、施設、団体間の連携を図り、調整することが重要となる。コーディネーターは、その調整を行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

## 高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい」などの願いを持つ、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブ。活動内容は、レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動など。運営は、会費や国、府、市の補助金などで行っている。

# 高齢者いこいの家

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で、高齢者の相互交流や社会参加の促進、高齢者の自立支援等を目的として設置している。市内に1か所(岸部中1丁目)ある。

### 高齢者いこいの間

地域の高齢者が、いつでも気軽に集まれて、談話や囲碁、将棋などもできる身近な交流の場として、主に地区公民館や地区市民ホールなどに併設されている。各小学校区単位に、市内に35か所ある。

### 高齢者向け優良賃貸住宅制度

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が居住できる良好な居住環境を備えた優良な賃貸住宅を供給する制度。

### 高齢者友愛訪問

寝たきりやひとり暮らし高齢者を定期的に訪問するもので、本市においては高齢クラブ連合会に委託して行っている。同じ地域の高齢クラブ会員が自作の手土産品を持参して訪問激励している。

### 子育てサロン

地域で就学前の子どもを子育て中の親子が互いに交流し、子育てを楽しみながら仲間をつくり、子育ての悩みを話し合ったりできる支え合いの活動をいう。子育て中の親子を地域で支援する活動で、 開催する地区福祉委員会は会場やおもちゃなどを提供し、また、子育ての相談にも応じる。

### 孤独死

だれにも看取られずに亡くなること。特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらく経ってから初めて遺体が発見されるような場合をいう。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われ出した言葉で、新たな課題となっている。

## 子ども家庭センター(児童相談所)

○歳からおおむね25歳までの児童・青少年に関するさまざまな相談(虐待・非行・不登校・障害等)、配偶者からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)被害者の相談などに応じている。市内に「大阪府吹田子ども家庭センター」がある。

### こども110番の家

不審者(犯人)から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所。小学校区単位で協力家庭(商店・事務所等も含む)を募っていて、協力家庭は玄関先等、よく見えるところに「こども110番の家」の旗やプレート等を掲示している。本市では、個人・法人・団体を含めて約6,700件(平成18年(2006年)1月現在)の協力家庭がある。

#### コミュニティ

一般的には、地域性と共同意識によって成立する地域社会のことを指す。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団のことを指す。

### コミュニティ協議会

現在、吹田市JR以南コミュニティ協議会と、吹田市亥の子谷コミュニティ協議会がある。市民自らが主体的にさまざまな地域活動を通じてまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に組織された団体で、コミュニティセンター内のコミュニティプラザの運営管理を受託している。

### コミュニティソーシャルワーカー

コラム③(65ページ)参照。

### コミュニティバス

高齢者・障害のある人などの移動手段確保、交通不便地域の解消、地域住民の利便性の向上を目指して、道幅の狭い道路の運行など、地域のニーズに応じてサービスを工夫した新しいバス運行システム。

# [さ]

### サービス整備圏域

改正介護保険制度の中で、「日常生活圏域」を中心として「地域密着型サービス」や、介護予防を含めた包括的・継続的なサービスの提供が行われることとなった。本市では、第3期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「日常生活圏域」を施策を進める単位ととらえ、「サービス整備圏域」として位置づけ、その設定は、「吹田市第3次総合計画」の「地域別計画」を踏まえることとし、「JR以南」「片山・岸部」「豊津・江坂・南吹田」「千里山・佐井寺」「山田・千里丘」「千里ニュータウン・万博・阪大」の6つの「サービス整備圏域」を設定している。

### 在宅介護支援センター

在宅の要介護者やその家族のために、介護に関する相談や問い合わせに応じ、介護保険制度や市の保健福祉サービスについての申請、受付、問い合わせなど、介護に関する相談をすることができ、必要な手続きや連絡・調整を行う。市内には12か所ある。

#### 自主防災組織

コラム⑪(125ページ)参照。

## 児童福祉施設

児童及びその保護者を対象に、療育、保護、訓練、育成などについて適切な環境を提供し、児童の福祉を図る施設をいう。児童福祉法の規定では、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設などがある。

### 児童養護施設

児童福祉法における児童福祉施設のひとつで、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている 児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援すること を目的とする施設。市内には2か所の児童養護施設がある。

#### 市民公益活動

平成 14 年(2002年)に制定された「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」において、「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」と定義されている。

## 社会貢献支援員

大阪府社会福祉協議会老人施設部会が、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)において、総合生活相談員を配置し、地域の関係諸機関と連携しつつ、福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている人の相談に応じ、生活の見守りや情報提供、必要と思われる場合には経済的支援を行い、問題解決を図るために実施している事業を社会貢献支援事業という。この事業において、施設で総合生活相談員が配置できない場合に大阪府社会福祉協議会から派遣している相談員(コミュニティソーシャルワーカー)を「社会貢献支援員」という。

### 社会資源

色々な社会の問題を解決するために使われる各種制度や施設、機関、知識、技術、資金など、人的・物的な資源の総称。

### 授産施設

一般就労が困難な障害のある人が入所又は通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、 自立に必要な支援などを受ける施設。授産施設には、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び 精神障害者授産施設がある。

### 生涯学習

一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行うさまざまな学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすもの。学校教育などで行われる学習だけではなく、コミュニティ活動のような意識されない自主的な活動や、日常の経験などから偶然学ぶ学習まで広範囲に及ぶ。

### 障害者自立支援法

障害のある人の地域での生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する制度。平成18年(2006年)4月1日施行。

### 小地域ネットワーク活動

吹田市内にある33の地区福祉委員会それぞれの地区内で、高齢者や障害のある人など支援を必要としている人に対して、同じ地区内の住民が行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」のような集団で集団を援助する活動(集団援助活動)や、「見守り・声かけ訪問」のような一人に数人で援助を行う活動(個別援助活動)がある。

#### ショートステイ

短期入所のことで、家族が介護している障害のある人や高齢者が、身体障害者の施設や老人福祉施設で短期間入所し、必要な介護を受けるサービス。家族がショートステイを希望する理由については、 冠婚葬祭や用事だけではなく、体を休めたりレクリエーション行事への参加など、多岐にわたり、希望する理由は問われない。

### シルバー人材センター・シルバーワークプラザ

市内に住む60歳以上の人が、就職は希望しないが、経験や技術を活かし、生きがいの充実や社会参加を希望する場合に、会員登録を行い、臨時的・短期的・その他軽易な仕事を提供される機関。センターが会員の希望と能力に応じて仕事をわりあて、就業実績に応じて配分金(報酬)を支払う。同センターの事務所は、千里山松ヶ丘のシルバーワークプラザ内に置かれている。

# シルバーハウジング・プロジェクト

65歳以上の高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅の供給と、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を合わせて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。

### セーフティネット

直訳は安全網。ライフセーフティネットワークのことで、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに 困難な状況に陥らないように、安全網(セーフティネット)として生活を支える制度やしくみのこと。

### ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を社会の構成員として包み支え合う「社会的包含」のことで、貧困者や失業者、ホームレス等、社会福祉制度からもれ、社会的に排除されたり孤立している人々を排除せず、社会の一員として迎え入れることによって、健康で文化的な生活の実現につなげるという考え方。イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念。日本においては、平成12年(2000年)12月に、社会保障審議会が発表した「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」で示されている。

# [た]

### 第三者委員

福祉サービスを提供する事業所に寄せられた利用者及びその家族等からの苦情に対応するため、事業者が設置した人で、苦情内容の確認、解決案の調整、助言等を行う人。

## 地域教育協議会

家庭・地域・学校が互いに子どもたちの育成の手助けになるように協議して取り組む教育コミュニティづくりの中心となる中学校区単位の組織で、地域のいろいろな活動や取り組みのネットワーク化を進め、子どもに「生きる力」を育むための支援を行っている。地域で青少年の育成にかかわっているさまざまな団体で構成されている。

## 地域交流室

市民の生涯学習や交流の場として使うため、小学校の余裕教室を整備したもの。現在、山手小学校と桃山台小学校内にある。

#### 地域涌貨

コラム②(48ページ)参照。

# 地域福祉活動計画

吹田市社会福祉協議会が策定した、住民の視点に立った地域福祉の行動計画。33地区福祉委員会も自らの活動計画となる「地区福祉委員会5ヵ年計画」を策定した。「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を目指しており、市の策定する地域福祉計画と連携して進める。計画期間は平成17年(2005年)度から平成21年(2009年)度までの5年間。

### 地域福祉権利擁護事業

コラム⑧(90ページ)参照。

### 地域密着型サービス

平成18年4月の介護保険制度改正により新設された、住みなれた地域での生活を支えるためのサービス。介護給付として夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等、また予防給付として介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)がある。

#### 地区福祉委員会

社会福祉協議会の地域組織として、おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、33の地区福祉委員会がある。自治会・婦人会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどが福祉委員となって、ひとり暮らし高齢者への「ふれあい昼食会」や「見守り・声かけ訪問」、「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、多彩な地域福祉の活動を行っている。

#### 尽問独居

三世代同居などでひとり暮らしではない高齢者が、昼間、同居する家族等が仕事等で留守にし、実質的にひとり暮らしと同じ状態になることを指す。

#### デイサービス

通所介護のことで、障害のある人や高齢者が施設に通い、入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受ける。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

### 出前講座

市民の学習活動を支援するため、市の各所管課が担当の業務や取り組んでいる施策について、学習 講座という形でメニュー化し、職員が地域に出向いて話をする。市民は知りたい、聞きたい、学びた いものを講座メニューの中から選ぶ。

### 当事者組織

コラム⑥(81ページ)参照。

## 特別養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設のひとつ。65歳以上の者であって身体上又は精神上において著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ在宅において生活することが困難な人が入所対象となる。市内には10か所の特別養護老人ホームがある。

# [な]

### 難病

難病とは、①原因不明、治療方法未確定、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。121疾病プラス関節リウマチが指定されている。難病のうち、指定された特定の疾患を特定疾患という。45疾病。

#### ノーマライゼーション

障害のある人も高齢者も特別扱いされるのではなく、すべての人がお互いを尊重しながら通常の生活ができること。

# [は]

# ハートビル法

改正ハートビル法が平成15年(2003年)4月1日に施行された。正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」という。銀行やコンビニエンスストアなど誰もが日常的に利用する建築物や、学校、マンションなど多くの人が利用する建築物を、皆が利用しやすくすることを促進するもの。

#### ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害に備えた、災害が起こった場合の「被害予測図」のことで、地域の状況に合わせ、被害の程度の予測とともに、避難場所や避難経路などを掲載している。本市においては「洪水ハザードマップ」を作成し、防災ハンドブックと同様に全戸に配布している。

### 発達障害

発達障害者支援法(平成17年(2005年)4月施行)によると、自閉症、アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、 その症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

# パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

### バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障害のある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障害を除去すること。また、こういった人たちへの偏見・差別を取り除くことを「心のバリアフリー」という。

#### ひきこもり

ひとつの疾患や障害を表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった 状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられる。「社会的ひき こもり」は「20代後半までに現われ、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続し ており、精神障害が第一の原因とは考えられないもの」と定義される。

### 福祉オンブズパーソン

コラム⑦ (90ページ) 参照。

### 福祉型借上公共賃貸住宅制度

民間の土地所有者等が建設する一定の水準と設備をもつ福祉型の賃貸住宅を市が20年間借り上げ、 住宅に困窮する高齢者や障害のある人に市営住宅として供給する制度。

### 福祉審議会

「市民」「学識経験者」「市内の福祉団体及び公共的団体の代表者」「市議会議員」「関係行政機関の職員」で構成され、高齢者や障害者、児童の福祉に関する事項、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申することを任務として設置された附属機関。

### 福祉的就労

障害のある人が、授産施設や共同作業所などの福祉的な支援のある環境で就労することにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労(企業等での就労)に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うこと。

#### 福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人等が安心して快適に生活し、自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる福祉のまちづくりをめざすための条例で、誰もが自由に安心して出かけられる「やさしいまち」をみんなでつくるため、大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」を定めている。

### ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日頃は一人で食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員と一緒に楽しく食事をする場になっている。

### ホームヘルプサービス

訪問介護のことで、ホームヘルパー(訪問介護員)が障害のある人や高齢者の家を訪問し、入浴、排泄、食事、移動、外出介助などの身体介助や、調理、掃除、洗濯、買物などの生活援助を行うサービス。

### ホームレス

平成14年(2002年)8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、この法律においてホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指す。自立の意思がありながらやむをえずホームレスとなっている者も多く、健康で文化的な生活を送ることができないでいる。

# ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題を大阪府内全域の問題として捉え、大阪府、市町村が連携・協力して対策を推進していくために、平成15年(2003年)7月に設立されたもの。その後、平成16年(2004年) 4月には「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」が策定された。

### ポケットパーク

ビルなどが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小さな公園のこと。より広くは、都心部に限らず市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペースのことを指す。

#### 保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える更生保護活動や「社会を明るくする運動」など犯罪予防活動を行うボランティア。

### ボランティアセンター

コラム④(65ページ)参照。

# [ま]

### 街かどデイハウス

おおむね65歳以上で、介護保険で非該当とされた方や要支援1または要支援2と認定された方で、継続的な介護保険サービスを利用していない方(要介護の認定を受けられた方は対象にならない)に対して、民間の非営利団体が市の補助を受けて運営している、小規模で家庭的な雰囲気の施設で、少人数のグループでレクリエーションや体操、昼食などのサービスを行い、介護が必要にならないように予防する。

### 民生委員 · 児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場にたって相談・支援を行うボランティア。市内を461の区域に分け、それぞれに区域担当の民生委員・児童委員がおり、市内を20地区に分け、それぞれの地区に児童問題を専門とする主任児童委員が一人ずつ置かれている。市内全ての民生委員・児童委員で「吹田市民生・児童委員協議会」を組織している。

# [49]

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーから一歩進んで、高齢者や障害のある人等の利用に限定せず、年齢、性別、人種、障害の有無や身体能力にかかわらず、できるだけ多くの人が美しいと感じ、かつ使いやすいように、製品や建築物、生活環境をデザインする考え方。

# [6]

# 療育

障害のある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障害に応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

### 留守家庭児童育成室

保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設されている。本市ではすべての小学校内に開設し、対象は小学1年生から3年生まで、月曜日から金曜日までの放課後から午後5時までと、春・夏・冬休みの期間中の午前9時から午後5時までとなっている。

# [わ]

### ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりや計画づくりの方法。通常の会議とは違って、グループに分かれて、意見交換をしたりグループで簡単な作業をしながら、参加者全員が立場を越えて自由に意見を言える、参加体験型の活動。